

【答申の概要】 諮問第187号 県から特定の業務を受託した事業者が県に提出した事業収支予算書に印刷費として計上された金額の根拠を示す文書等の非開示決定に対する異議申立て

件名	県から特定の業務を受託した事業者が県に提出した事業収支予算書に印刷費として計上された金額の根拠を示す文書等の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	県から特定の業務を受託した事業者が県に提出した事業収支予算書に印刷費として計上された金額の根拠を示す文書等
非開示理由	条例第11条第2項（全部非開示（不存在））
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成25年11月26日
主な論点	対象文書を全部非開示（不存在）とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

実施機関は、思春期における健康障害の予防を図るため、思春期の男女の病気、性等に関する相談に対応する思春期健康相談室を開設したり、実際の相談事例をもとにした相談事例集を作成、配布するなどの事業を実施している。

本件対象文書は、上記事業における委託業務に関するもので、文書1は相談事例集の印刷、製本及び発送費用の内訳を記載した文書、文書2は同じく相談事例集の印刷、製本及び発送費用に関する見積合わせに係る文書、文書3は思春期健康相談室周知用カードの印刷費の根拠を示す文書であり、実施機関は、文書1から文書3までは、いずれも本件請負人の内部管理文書であり、条例第11条第2項の規定に基づき、取得していないため、保有していないとして不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関によれば、①事例集作成契約等は民法上の請負契約であり、本件対象文書の提出を義務付けていない、②平成22年度を契約期間とする事例集作成契約については、本件請負人から提出された委託事務実績報告書に基づき完了検査を実施して適正と認めており、また、平成25年度を契約期間とする運営事務委託契約についても、実施機関で承認した委託事務実施計画に基づき配布用宣伝カードの納品も済み、契約内容どおりの成果が得られていることが確認されているため、本件契約に基づいて報告を求める必要があると認める特段の事情は発生していない、③実施機関は本件対象文書の提出を求めておらず、任意にも提出されていないことから、本件対象文書を保有していないとのことである。

実施機関の意見書に添付された本件契約に係る書面によれば、本件契約においては、本件請負人が本件対象文書を実施機関に提出する義務は規定されていない。また、契約内容どおりの成果が得られていることから、本件契約に基づいて本件請負人に報告を求める必要があるとの特段の事情が発生していないとの説明についても、仕事の完成を目的とした請負契約であるという事例集作成契約等の法的性質を前提とすれば、不合理とはいえない。実施機関は、本件請負人が文書2を保有していることを確認しているが、事例集作成契約中の他の業務に関して寄せられた実施

機関あてのメールに回答するための電話での確認作業の際にあわせて行ったものであること、確認した内容も、取引先等、本件請負人の内部管理に属する情報であることを踏まえると、本件請負人に対して本件対象文書の提出までは求めているとの実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、他に本件対象文書の提出を求めたり、任意に提出を受けたりした事情も窺えない。

以上より、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、不正を明らかにするために、本件契約に基づいて本件請負人を調査し、資料を提出させ、実施機関が保有する状態にして、開示すべきであると主張する。

しかしながら、公文書開示請求制度は、対象となる機関が保有する公文書について開示請求することができるものであり、保有していない文書について取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないため、異議申立人の主張は採用することができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人が開示することを求めているのは、地方公共団体が一方当事者である契約に関する情報、すなわち税金の用途に関する情報である。このような税金の用途に関して疑念が提示されている場合には、実施機関において可能な限り説明に努めていくことが望まれる。